

公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会役員の報酬等に関する規程

(令和2年5月27日総会一部変更議決)

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号及び定款第33条の規定に基づき、公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会の役員報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第27条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、次号に定める費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員への報酬は、次に定める額とする。

- (1) 常勤理事を除く理事及び理事会顧問の報酬総額は、毎年度総額で別表1に定める限度額の範囲内とし、金額は別表2のとおりとする。
- (2) 監事の報酬総額は、毎年度総額で別表1に定める限度額の範囲内とし、金額は別表2のとおりとする。
- 2 常勤理事の報酬等は、月額報酬及び賞与とし、別表1に定める限度額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬等の額は、その職務等を勘案して、理事会の決議により定める。

(報酬等の支払方法及び支給日)

第4条 常勤理事を除く理事及び理事会顧問並びに監事への報酬の支給は、本人が指定する口座への振込によって原則年2回に分けて支払う。また、常勤理事の報酬等の支払方法は、指定する金融機関等の口座(本人名義の口座に限る。)への振込によって支払う。

- 2 常勤理事の月額報酬の支給日は毎月25日とする。また、夏季賞与の支給日は6月30日、年末賞与の支給日は12月15日とする。ただし、金融機関の休業日にあたるときは、その前日以前の直近の金融機関営業日に繰り上げて支給する。

(費 用)

第5条 役員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から延滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについて前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、給与規程に準じて通勤手当を支給する。
- 3 役員が職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき旅費を支給する。ただ

し、役員が役員としての職務のために出張したときは、日当は支給しない。また、常勤役員については、事務局職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

別表1

常勤理事を除く理事及び 理事会顧問の報酬等の限 度額	監事の報酬等の限度額	常勤理事の報酬等の 限度額
総額年間 80万円	総額年間 20万円	1人あたり年間 350万円の範囲

別表2

日額5,000円
